

県議政調費住民訴訟

大阪高裁判決

県議10人計1444万円 違法支出と認定

対象議員と
違法支出額一覧

対象議員名	違法支出額
亡浅井修一郎 相続人	2,672,640円
井出 益弘	710,129円
尾崎 要二	1,634,524円
坂本 登	639,069円
長坂 隆司	1,436,684円
尾崎 太郎	480,833円
新島 雄	1,535,890円
藤山 将材	1,857,689円
山田 正彦	1,792,999円
吉井 和視	1,684,931円
合計	14,445,388円

2011年度（4月
除く）と12年度の政務
調査費から支出してい
た事務費、事務所費、
人件費について、事務
所

の併合に応じた按分
割合を超える支出が違
法であると認定し、按
分割合を超えた支出金
を支出した当時の議員

9月25日にあった大阪高裁判決は、山田議員のみ5千
円減額したものの仁坂知事の主張をことごとく退け、和
歌山地裁判決が認定した事務所の併合割合を超える支出
の違法を追認し、知事に対して議員10人に合計1444
万円の返還請求するよう命じました。知事は上告を断念
し、判決は確定しました。同様の住民訴訟で同様に違法
支出を認定した判決の確定は3例目です。

仁坂知事の主張 ことごとく退ける

10人（別掲一覧表の10
人）に対し返還請求す
るよう仁坂吉伸知事に
命じた19年9月20日付
和歌山地裁の判決に対
し、知事が大阪高裁に
控訴し争っていた控訴
審の判決が9月25日に
ありました。

判決は、山田正彦議
員のみ5000円減額
したものの、仁坂知事

の主張をことごとく退
け和歌山地裁判決の事
務所の併合割合を超え
る支出の違法を追認
し、議員10人の合計1

444万5388円に
ついて、同議員らに返
還請求するよう知事に
対し命じました。

仁坂知事は、高裁判
決に対する上告を断念
し同判決が確定。政調
費から支出した同様の
事務所の併合割合を超
える支出の違法を認定
した確定判決はこれで
3例目です。

過去2例の確定判決
から3例目のこの裁判
を仁坂知事が控訴して
争う必要があったか疑
問です。

市民から、「知事が
争うのおかしい。議員
の違法支出を追及する
市民の後押しをするべ
きだ」という声が寄せ
られていました。

当方は控訴せず地裁
判決を受け入れていま
した。



確定判決3例の違法支出総括表

	14年確定判決	15年確定判決	今回確定判決
支出年度	03～05年度	06年度	11(4月除く),12年度
対象議員数	39人	13人	10人
違法支出認定額	72,318,741	13,599,873	14,445,388
違法支出認定合計額			100,364,002円

3例とも登場する 現職議員

井出益弘 尾崎要二
坂本 登 長坂隆司

対象10議員の3例違法支出認定額 3例目の対象議員10人で集計

対象議員名	03～05年度	06年度	11(4月除く), 12年度	合計
亡浅井修一郎	3,185,527	1,627,547	2,672,640	7,485,714 円
井出 益弘	3,431,018	900,000	710,129	5,041,147 円
尾崎 要二	1,495,748	820,647	1,634,524	3,950,919 円
坂本 登	1,015,699	827,701	639,069	2,482,469 円
長坂 隆司	885,931	778,898	1,436,684	3,101,513 円
尾崎 太郎	1,550,000		480,833	2,030,833 円
新島 雄	317,391		1,535,890	1,853,281 円
藤山 将材	2,242,605		1,857,689	4,100,294 円
山田 正彦	1,790,670		1,792,999	3,583,669 円
吉井 和視	1,652,436		1,684,931	3,337,367 円
合計	17,567,025	4,954,793	14,445,388	36,967,206 円

県議政調費確定判決認定違法支出額
なんと3例合計1億円超え！

1面既報の政務調査費違法支出金を認定した確定判決で、当会が得た同様の違法支出金に関する確定判決は3例目になります。3例判決の内容を取りまとめました。

3例合計認定違法支出額はなんと1億36万4千2円になります。3例とも登場するところでもない現職の県議が4人ありました。

1面既報の当会が県議政務調査費の違法支出金の是正を求めて追及した住民訴訟確定判決は3例になりました。3例を取りまとめたところ、確定判決の違法認定額はなんと1億0036万4002円になりました。とてもない金額です。これが是正できたことは大きな成果です。

また、3例ともに違法支出していた対象議員が5人ありました。うち1人はすでに死去されていますが、4人は現職議員です。その4人は、井出益弘、尾崎要二、坂本登、長坂隆司です。



和歌山カジノ問題

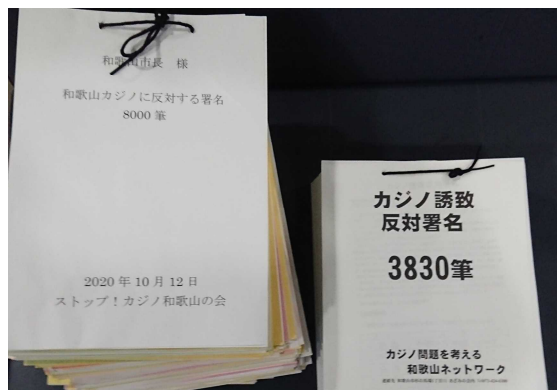
カジノ反対署名

合計1万1830筆

県に続き 和歌山市にも提出



向かって右側提出メンバー



提出した署名

和歌山
会、和歌山
1770
筆、海南の
6536
ク6536
ネットワー
筆（和歌山
ネットワー
万6344
署名合計1
カジノ反対
山県に対し
合同で和歌
南の会」の3団体
ジノに反対する海
展開している「和歌山カ
南市でカジノ反対運動を
には、2団体とともに海
それに先立つ9月4日
よう求めました。

和歌山市でカジノ反対運動を展開している「カジノ問題を考える和歌山ネットワーク」（当会の畑中事務局長が同会事務局長）と「ストップ！

カジノ誘致反対署名 3830筆
合同で、県の国に対するカジノ設置申請に同意、不同意を示す立場にある和歌山市に対し、カジノ誘致に反対し同意しないことを求める署名合計1万1830筆（ネットワーク38

10月12日、和歌山市でカジノ反対運動を展開している「和歌山ネットワーク」と「ストップ！カジノ和歌山の会」は合同で、県への提出に続き和歌山市に対しカジノ誘致に反対し同意しないことを求める署名を提出しました。

県にはすでに合計 1万6344筆の 署名提出

30筆、和歌山の会1万筆）を提出しました。

その際、同意するかしないかを問う住民投票を行い、市民の声で決めるよう求めました。

展開している「和歌山カ

の会8038筆）を提出しました。仁坂知事は、カジノ運営事業者の「設置運営事業」提案書類の提出期限を来年1月15日、優先事業者の選定を来年春、カジノ開業を2026年春に延期したもの日本で一番早い開業をめざすとするなどカジノ反対の県民の声に背を向けています。



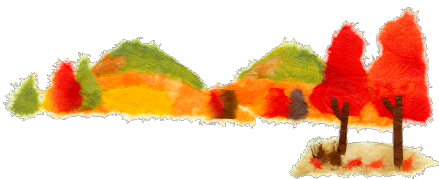
和歌山市に申入

情報公開の促進・拡充求め

5項目を要望し、回答求める

当会は、和歌山市において、平井及び鳴神児童館の公金不正支出や平井子ども会補助金の不正受給の今後の不正防止に、「公益通報制度」の拡充とともに、市民目線で不正が監視できる情報公開制度の促進・拡充が必要であるとして、10月5日、和歌山市に対し、5項目を要望する「情報公開の促進・拡充に資する申入」を行い、回答を求めました。

和歌山市の回答は、10月20日付でありました。



申入5項目の要望事項

- 1 公文書開示請求書の「請求の目的」欄を廃止すること。
- 2 検索資料として用いられている「文書分類表」を市のHP（ホームページ）に掲載すること。
- 3 市が作成している「情報公開条例の解釈や運用に関する基準」を公表すること。
- 4 市の情報公開審査請求にかかる審査の標準審理期間を定め公表すること。
- 5 市情報公開・個人情報保護審査会が行った「審査会答申」について、過年度分の答申を含めすべてを一覧できる形で市のHPに掲載すること。

当会が10月5日に和歌山市に行った「情報公開の促進・拡充に資する申入」に対し、和歌山市から同月20日付けで回答がありました。

しかし、その回答は、100点満点で評価すると20点に相当し、情報公開に後ろ向きと言わざるを得ないものでした。

和歌山市の回答 100満点で20点に相当
促進・拡充に後ろ向き

和歌山市の回答

(但し結論部分のみ掲載)

- 1 について、今後は廃止することを検討してまいります。
- 2 について、HP への掲載は考えておりません。
- 3 について、HP での公表は考えておりません。
- 4 について、一概に何日以内というような基準を定めることは難しいと考えております。
- 5 について、今後は、閲覧に供していた報告書を、一年経過してもHP 上から削除することなく、最新のものを追加して掲載する運用といたします。

和歌山市の回答内容に点数をつけて評価しました。5 項目です。各項目に20 点ずつ配点。項目毎の点数は、1 項が、廃止の「検討」に過ぎず、廃止の方向性が明確に示されていないため10 点です。2、3、4 項は、全面否定です。で、合計

5 項は、今後、1 年を経過してもHP から削除せず、追加して掲載するということです。追加して掲載できず、このことは評価できません。が、答申を一覧性のあるものにして掲載するといふものではないので、10 点としました。で、合計得点が20 点にしかありません。ということなんです。

回答理由に対する当会の意見

2 項の「文書分類表」をHP に掲載しないことの理由について

「担当課が開示請求者の請求する具体的な内容を聞き取った上で特定することで、齟齬が生じにくいと考えている」としていることについて、これは、HP に掲載しないことの理由にはなっていません。

すなわち、文書分類表をHP に掲載することに支障があるという理由を全く述べていないからです。加えて、公文書開示請求をする者が的確に文書を特定できるように担当課職員が「聞き取り」することは権利行使を円滑にすることになりますので、否定するものではありません。

しかしながら、公文書開示請求権は、憲法の知る権利に基礎を置くものであり、本来、担当課職員による「聞き取り」がなくても、和歌山市民が主体的かつ容易に文書を特定することができるようにすることこそ、行政に求められると解されます。担当課職員の「聞き取り」を介在させる考え方は、それを望まない者にとっては一種の障害といえることができます。

この回答に、情報公開の促進及び拡充に後ろ向きと言わざるを得ないと感じました。
また、回答2 項の理由に対する別掲の意見も公表しました。



当面の予定

11月16日 PM2:00～

ニュース発送作業日

11月26日 PM6:00～

全員会議

12月22日 PM2:00～

編集会議

1月19日 PM2:00～

ニュース発送作業日

1月28日 PM6:00～

全員会議

お知らせ

今号、編集会議は休
ませていただきました。
た。



次回会員会議のご案内

日 時 11月26日(木)午後6時～

場 所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい。